

議会基本条例策定代表者会議資料

議会基本条例第10条及び第13条 新旧対照表

正副座長案	会派持ち帰り案	備考
<p>第4章 市長と議会の関係 (市長と議会の関係)</p> <p>第10条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立・対等で緊張感ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務執行が適正、かつ、公正及び効率的に行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、<u>政策立案・政策提言等</u>を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等の審議に当たって、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。</p> <p>4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。</p> <p>5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認める<u>ものとする</u>。</p> <p>6 議会は、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。</p>	<p>第4章 市長と議会の関係 (市長と議会の関係)</p> <p>第10条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立・対等で緊張感ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務執行が適正、かつ、公正及び効率的に行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、<u>政策提案・政策提言等</u>を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等の審議に当たって、<u>必要に応じて</u>、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。</p> <p>4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、<u>必要に応じて</u>、その形成過程の説明を求めることができる。</p> <p>5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認める<u>ことができる</u>。</p> <p>6 議会は、<u>必要に応じて</u>、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。</p>	規定の修正
<p>(討議の保障)</p> <p>第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な<u>質疑の場を保障しなければならない</u>。</p> <p>2 議会は、<u>論点の整理又は合意形成を図るために</u>、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。</p> <p>3 討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>(討議の保障)</p> <p>第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な<u>議論に努めなければならない</u>。</p> <p>2 議会は、<u>意思を決定していくために</u>、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。</p> <p>3 討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	規定の修正

